



住保機確認第 11-215 号  
平成 24 年 9 月 27 日

## 設計施工基準第 3 条に係る確認について

株式会社ウイングート  
代表取締役社長 高屋 博文 殿

住宅瑕疵担保責任保険法人  
保証機構株式会社  
代表取締役社長 羽生洋治



平成 24 年 9 月 20 日付けでいただきました「ウレタン遮熱工法」に係る申出につきましては、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準第 3 条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。

つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

### 記

1. 工法または建築材料の名称  
ウレタン遮熱工法
2. 工法または建築材料の概要  
樹脂発泡層（硬質ウレタン現場吹付け等）＋アルミ熱反射材の複合法  
なお、施工方法等は「ウレタン遮熱工法 設計・施工マニュアル」に従うことを条件とする。
3. 適用地域  
全国
4. 適用範囲・部位  
木造住宅および鉄骨造住宅の外壁
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項  
設計施工基準第 9 条第 2 項一号（通気構法の防水紙）、同第三号（防水紙の重ね幅）
6. 保険契約申込み手続きのための要件  
①保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。  
②矩計図等に当該工法を用いることを明記いただくよう、設計者へご指示ください。
7. 適用日  
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。